

東北電力ネットワーク株式会社 御中

(申込者)

住所
名称
代表者

印

電力売電申込書

貴社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」を承諾し、「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に沿って検討のうえ以下の再生可能エネルギー発電設備を貴社電力系統へ連系することについて申込みとともに、貴社電力系統への連系について承諾いただける場合は、当該再生可能エネルギー発電設備によって発電した電力を貴社に売電したく申込みいたします。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、本申込みは承諾されないものとし、系統連系申込みにもとづき貴社との接続契約が既に成立している場合であっても、当該接続契約等が貴社によって解除されることに同意いたします。

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」という。)第9条第3項にもとづき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
 - ・特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定(再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含みます)を取得しない場合
 - ・再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することを貴社が判断した場合
 - ・貴社が算定した発電設備の系統連系に必要な費用を貴社の定める支払期日までに支払わない場合
- また、系統連系申込みに関して、貴社が以下のとおり取扱うこともあわせて同意いたします。
- ・系統連系申込みが承諾されない場合、系統連系申込みの内容の検討に要した費用等を貴社に支払うこと
 - ・特段の理由がないのに受給開始希望日を経過してもなお受給開始しない場合(ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます)に、貴社が当該接続に係る契約を解除できること
 - ・電気需給契約または接続供給契約に係る「電気使用申込書」等の提出がなされるまでは、本申込みを貴社が受付した場合でも、再エネ特措法第16条第1項の契約申込みの内容を充足しないとして貴社が取扱うこと

申込種別	<input type="checkbox"/> 新規設置 <input type="checkbox"/> 設備変更 ※ <input type="checkbox"/> のいずれかにチェックをお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 既設設備の使用再開 <input type="checkbox"/> 他社からの売電先変更										
受給地点 (発電設備設置場所)	〒 -										
事業計画認定	再生可能エネルギー電気卸供給約款 にもとづく卸供給の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										
配線方法	<input type="checkbox"/> 余剰配線を希望(更地に発電所を建設する場合など) <input type="checkbox"/> 全量配線を希望(託送供給等約款における需要場所についての特例措置を適用する場合)										
(任意)お客さま番号	回数	営業所	市町村	町字	街区	住居	枝	副	※電気ご使用量のお知らせ等を参考に ご記入ください。		
最大受電電力											kW
受給(売電) 開始希望日	年 月 日										
連絡先	〒 -										(TEL: - -)
	【担当者: 携帯: - - 】										(FAX: - -)
備考											

※ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業の適切な遂行のために必要な範囲で利用いたします。
個人情報の利用目的につきましては、当社ホームページ(<https://nw.tohoku-epco.co.jp/>)でも確認いただくことができますので、そちらもあわせてご覧ください。

ご記入例

2020 年 5 月 1 日

東北電力ネットワーク株式会社 御中

ご捺印願います

(申込者)
 住 所 宮城県東北市南区3丁目4-5
 名 称 株式会社東北メガソーラー
 代表者 東北太郎

印
東
北

電力売電申込書

貴社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」を承諾し、「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に沿って検討のうえ以下の再生可能エネルギー発電設備を貴社電力系統へ連系することについて申込みとともに、貴社電力系統への連系について承諾いただける場合は、当該再生可能エネルギー発電設備によって発電した電力を貴社に売電したく申込みいたします。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、本申込みは承諾されないものとし、系統連系申込みにもとづき貴社との接続契約が既に成立している場合であっても、当該接続契約等が貴社によって解除されることに同意いたします。

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」という。)第9条第3項にもとづき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
 - ・特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定(再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含みます)を取得しない場合
 - ・再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することを貴社が判断した場合
 - ・貴社が算定した発電設備の系統連系に必要な費用を貴社の定める支払期日までに支払わない場合
- また、系統連系申込みに関して、貴社が以下のとおり取扱うこともあわせて同意いたします。
- ・系統連系申込みが承諾されない場合、系統連系申込みの内容の検討に要した費用等を貴社に支払うこと
 - ・特段の理由がないのに受給開始希望日を経過してもなお受給開始しない場合(ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます)に、貴社が当該接続に係る契約を解除できること
 - ・電気需給契約または接続供給契約に係る「電気使用申込書」等の提出がなされるまでは、本申込みを貴社が受付した場合でも、再エネ特措法第16条第1項の契約申込みの内容を充足しないとして貴社が取扱うこと

申込種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新規設置 <input type="checkbox"/> 設備変更 ※ <input type="checkbox"/> のいずれかにチェックをお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 既設設備の使用再開 <input type="checkbox"/> 他社からの売電先変更	
受給地点 (発電設備設置場所)	〒 999 - 9999 宮城県東北市南区3丁目4-5	
事業計画認定	再生可能エネルギー電気卸供給約款 にもとづく卸供給の希望	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
配線方法	<input type="checkbox"/> 余剰配線を希望(更地に発電所を建設する場合など) <input checked="" type="checkbox"/> 全量配線を希望(託送供給等約款における需要場所についての特例措置を適用する場合)	
(任意)お客さま番号	回数 営業所 市町村 町字 街区 住居 枝 副	※電気ご使用量のお知らせ等を参考に ご記入ください。
最大受電電力	1,500	kW
受給(売電) 開始希望日	2020 年 11 月 1 日	
連絡先	〒 999 - 9999 宮城県東北市北区6丁目7-8 株式会社タイヨウ (TEL: 011 - 222 - 5555) 【担当者: 山本 携帯: 090 - 9876 - 5432 】 (FAX: 011 - 222 - 5556)	
備考		

※ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業の適切な遂行のために必要な範囲で利用いたします。

個人情報の利用目的につきましては、当社ホームページ(<https://nw.tohoku-epco.co.jp/>)でも確認いただくことができますので、そちらもあわせてご覧ください。